

【記入例】

調整給付金(不足額給付金)申請書Ⅰ <表面>

調整給付金(不足額給付金)申請書Ⅰ

転入者の方用

調整給付金(不足額給付金)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付金)^(注)の算定に際し、令和5年分所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、不足する額を支給するものです。

(注)：調整給付金(当初給付金)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(＝定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度分の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額の合算額を基礎として1万円単位で切り上げて算定した額を支給したものです。

米沢市長 様

本様式は、調整給付金(不足額給付金)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。調整給付金(不足額給付金)支給確認書(以下「確認書」)が届いた場合は、本申請書を使用せず、確認書に記入し、返送してください。

本申請書の提出期限は令和7年10月31日(消印有効)です。

全ての誓約・同意事項を確認し、チェック欄に✓を記入してください。

申請が必要な方】

他の市区町村や海外から本市に転入され、令和7年1月1日時点で住民登録のあった方で、要件に該当する方が対象となります。具体的には以下の方が該当する可能性があります。
所得税額が令和5年所得税額より少なかった方
中に扶養親族が増えた方 など

【誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、口にチェック(✓)してください。

☑ 以下全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

① 下記の支給要件に該当する場合、これに従い本市において算定した支給額が支給されます。本市における算定の結果、0円となった場合には調整給付金(不足額給付金)は支給されません。

【支給要件】

(Ⅰ+Ⅱ)-Ⅲ>0となる納税義務者

※Ⅰ+Ⅱ：合計額に対し、1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。

Ⅰ 所得税分の所要額：3万円×減税対象人数^{※1} - 令和6年分所得税額

※1：本人+令和6年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族を含み、国外居住者は除く。)

Ⅱ 個人住民税所得割分の所要額：1万円×減税対象人数^{※2} - 令和6年度分個人住民税所得割額

※2：本人+令和5年12月31日時点の扶養親族等(16歳未満扶養親族を含み、国外居住者は除く。)

Ⅲ 調整給付金(当初給付金)の所要額

② 調整給付金(不足額給付金)の支給要件の該当性等を審査等するた情報、税情報等の公募等の確認を行うことや必要な資料の提供を拒むことに同意します。

③ 公募等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

④ 添付している資料以外に収入を証する書類はありません。

氏名、生年月日、住所、電話番号は必ず記入してください。

1. 申請者

フリガナ	生年月日	住所等
氏 名		
ヨネザワ タロウ	大正・昭和・平成	〇〇県△△市〇〇町△丁目□番△号
米沢 太郎	〇 年 〇 月 〇 日	日中に連絡可能な電話番号 090-0000-****

【代理申請を行う場合】 ※代理人が申請を行う場合は、下欄に記入のうえ必要書類を所定欄に貼付してください。

代理人	フリガナ	本人との関係	代理人生年月日	代理人住所等
	代理人氏名			
			大正・昭和・平成	
			年 月 日	日中に連絡可能な電話番号
上記の者を代理人と認め、調整給付金(不足額給付金)申請書の提出・受給を委任します。				本人氏名 署名

代理による場合は、原則として支給対象者本人の署名が必要となるほか、代理人の公的身分証明書の写し等の提出が必要となります。詳しくは定額減税補足給付金推進室にお問合せください。

【記入例】

調整給付金(不足額給付金)申請書Ⅰ<裏面>

2. 受取口座

以下のいずれか1つのチェック欄(□)に✓を記し、受取口座を選択し

- ☐ ① マイナポータル等で登録済みの申請者名義の公金受取口座への振込
※本人確認書類の写しを所定欄に貼付してください。
※マイナポータル等から公金受取口座を登録している必要があります。
- ☐ ② 下記の現に使用している申請者名義の口座への振込を希望します。
☐ 水道料金等の引落口座 ☐ 市税等の引落口座 (希望する)
※本人確認書類の写し及び受取口座の確認書類の写しを所定欄に貼付
※この口座への振込を希望する場合、当該口座の確認について担当部
- ☒ ③ 下記の口座への振込を希望します。
※下欄に記入のうえ、本人確認書類の写し及び受取口座の確認書類の
※長期間、入出金のない口座は記入しないでください。

①、②、③のいずれかのチェック欄に✓を記入し、給付金の受取口座を指定してください。②は申請者名義の口座に限ります。希望する場合はいずれかの引落口座のチェック欄に✓を記入してください。③を希望する場合は下欄に受取口座を記入してください。

金融機関名	支店名	分類	口座番号	口座名義(カナ)
○△□	米沢	1普通 2当座	0 6 5 4 3 2 1	ヨネザワタロウ
金融機関番号	4 3 2 1	店番号	3 2 1	

ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号	口座名義(カナ)
ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。	1 0 ※		

(注) 金融機関に口座を開設していない等、どうしても口座振込による受け取りが困難な方は、米沢市役所定額減税補足給付金推進室(0238-27-8644)までお問い合わせください。

提出書類

- ☒ 『調整給付金(不足額給付金)申請書Ⅰ』(本書類)
※必要事項をご記入ください。
- ☒ 誓約・同意事項(表面中段)
- ☒ 申請者(又は代理人)の氏名など(表面下部)
- ☒ 受取口座(裏面上部)
- ☒ 署名(裏面下部)
- ☒ 『調整給付金の支給確認書の写し(コピー)、支給決定通知書など』
※令和6年に給付された調整給付金(当初給付金)の額がわかる資料をご用意ください。
↓
受給要件に該当せず調整給付金(当初給付金)を受給していないため、上記資料をお持ちでない方は、令和6年度個人住民税分控除不足額等がわかる資料をご用意ください。
- ☐ 『令和6年度分個人住民税の納税通知書又は特別徴収税額通知書などの写し(コピー)』
- ☒ 『令和6年分所得税の源泉徴収票又は確定申告書の写し(コピー)』
※給付額算出に必要な令和6年所得税額等や、令和6年分所得税分控除不足額等がわかる上記書類の写し(コピー)をご用意ください。
- ☒ 『本人(代理人)確認書類の写し(コピー)』
※申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、在留カード、外国人登録証明書、パスポート等の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に貼付してください。
- ☒ 『受取口座を確認できる書類の写し(コピー)』(「2.受取口座」で③を選択)
※通帳やキャッシュカードの写し(コピー)など、受取口座の金融機関名、口座番号・口座名義の写し(コピー)を2枚目の本人確認書類等貼付用紙に貼付してください。

記入漏れや提出書類に不備がないか確認し、該当するチェック欄に✓を記入してください。

申請書の内容に間違いがないことを確認し、記入日と氏名を記載してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや提出書類の不備はありませんか。(チェック漏れや提出書類の不備は、申請書の提出後、訂正を求められ、給付が遅延する場合があります。)

本申立ての内容に相違ありません。

令和 7 年 〇 月 〇 日

申請者氏名 米沢 太郎

【記入例】

調整給付金(不足額給付金)申請書Ⅰ <本人確認書類等貼付用紙>

本人確認書類等貼付用紙									
のりしろ									
本人(代理人)確認書類	必ず貼付してください。 ・本人確認書類の写し 以下のいずれか1つの写し(コピー)を貼ってください。 <table border="1"><tr><td>○運転免許証</td><td>○健康保険証</td></tr><tr><td>○マイナンバーカード(表面)</td><td>○年金手帳</td></tr><tr><td>○介護保険証</td><td>○在留カード、外国人登録証明書</td></tr><tr><td>○パスポート等</td><td></td></tr></table> ※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類の写しのほか、代理人であることを証明する次の書類を貼付してください。 ○法定代理人の場合は、登記事項証明書の写し ○保佐人及び補助人の場合は、公的給付の受領に関する代理権が付与されていることが確認できる代理権目録の写し	○運転免許証	○健康保険証	○マイナンバーカード(表面)	○年金手帳	○介護保険証	○在留カード、外国人登録証明書	○パスポート等	
	○運転免許証	○健康保険証							
○マイナンバーカード(表面)	○年金手帳								
○介護保険証	○在留カード、外国人登録証明書								
○パスポート等									
受取口座の確認書類	必ず貼付してください。 (①公金受取口座を希望する場合は不要) ・受取口座の確認書類の写し 預金通帳やキャッシュカードなどの受取口座の金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人(カナ)を確認できる部分の写し(コピー)を貼ってください。 ※預金通帳は、表紙の裏面(口座名義人がカタカナで記載されている頁)をコピーしてください。 ※①公金受取口座を希望する場合は、受取口座の確認書類の写しは不要です。								

提出期限は令和7年10月31日(消印有効)です。記入漏れや2ページ目の提出書類に不備がないことを確認の上、ご提出ください。